執拗な信仰

列王記下 4:8~37 マルコ 7:24~30

先週は、食事前に手を洗うという昔の言い伝えを巡って、イエス様はファリサイ派の人々や律法学者たちと、律法を守ることと信仰について論争したところを読みましたが、イエス様はその後、北西の沿岸フェニキア地方のティルス地方に行かれました。そこはイスラエルからすれば異邦の地であったわけです。この女性は異邦人ということです。先に出てきたファリサイ派や律法学者たちは、律法厳守のユダヤ人エリートでした。しかしそれに対してここに出てくるシリア・フェニキアの女はギリシア人であり、律法については自由な生活をしていました。

この女には一人の娘がいました。この娘は精神的にハンディを負った子だったのかもしれません。当時、精神の障碍については悪霊のせいだと考えられていました。この母親は娘のことで疲労困憊、へとへとになっていたのです。苦しくて辛くて仕方なかったのです。娘をどうかしてほしいと常々思っていたのです。するとこの地方でもイエス様のことが評判になってきており、その噂を聞いた母親は藁にもすがる思いでイエス様のもとへ駆け寄ってきて、ひれ伏したのでした。そして希ったのです、どうか自分の娘から悪霊を追い出してください、と。

イエス様がお答えになったのは、自分はイスラエルのために遣わされた者であるので異邦人のためではない、という拒否の言葉でした。このような答を聞くならばもう望はないと思うのが普通でしょう。はっきりとイエス様がお答えになったのですから。しかし婦人はなおも諦めませんでした。今度はイエス様の前にひれ伏して願ったのです。自分自身を投げ出してイエス様を拝んだのでした。しかしこのような哀れな婦人の願いに対しても、イエス様の答はノーでした。「子供たちのパンをとって小犬にやってはいけない」とたとえでお答えになりました。子供というのはイスラエルの民で、小犬というのは異邦人のことです。イスラエルの恵みは異邦人には分けられない、ということです。このように拒否されたのでした。

しかしこの絶望的ともいえる状況の中で、婦人はさらに希うのです。小犬も主人の食卓から落ちるパン屑はいただける、と。すなわち、イスラエルの救いの恵みの残りならば異邦人でもいただけるのではないでしょうかという機転の利いた答えでありました。これを聞いたイエス様は、この婦人の答を立派であるとほめたのでした。

本来ならば、神様の恵みは、律法を厳守しているファリサイ学派や律法学者の人たちのようなユダヤ人に与えられる、つまりこのたとえで言う神の「子どもたち」に与えられるべきであるというのが伝統的な考えでありました。そして律法に対して自由な異邦人については、すなわちその「小犬たち」にはその大切な恵みは与えられないということでした。イエス様も初めはそのユダヤの伝統的考えと先ず述べて、異邦人の女の願いを退けます。しかしその後に、諦めないで希う女の信仰を見て、イエス様は恵みの業を施されたのです。ここにおいて律法において自由な異邦人が神様の恵みを受けることとなるのです。それは律法に対して形式的にがんじがらめになっていて、他人をも裁くユダヤ人ではなかったのです。主がご覧になって判断された神の恵みを受けるにふさわしいものとは、そのものの信仰心でありました。それはユダヤ人であるか異邦人であるかは関係なかったのです。イエス様はその人の信仰の内実を見るお方です。

またイエス様との出会いにより、またしつこくあきらめずに離れないでついていくことにより、その 異邦の女は信仰や救いの理解を深めていったのでした。ただこの世的に楽になるということではなく、 自分を小犬のように低め、そのようないやしい者でも主の恵みにあずかれることを確信したのでした。 娘の病気はいやされました。結局婦人の願いはかなったのです。しかし婦人はこれよりももっと大き な恵みを、信仰による救いの恵みをイエス様から頂いたのです。これはひとえに、婦人の主イエスから離

因みにここで言う「小犬」とは小型犬の飼い犬のことであり、それに対して神の小羊である「小羊」とは子供の羊「子羊」のことです。

れない信仰からくるものであったと言えるでしょう。

旧約聖書にも神の預言者に対して執拗に願ったものの記事があります。列王記下 4 章では、シュネムの婦人はエリシャから離れませんでした。その婦人は言います、「主は生きておられあなたご自身も生きておられます。私は決してあなたを離れません。」と。エリシャは婦人の信仰を認め、子供は生き返るのです。主は確かに生きておられます。そしてすがりつくものに最善の道をお示しになるのです。

またもうひとつ離れないですがりつく信仰が神に受け入れられた例を見ましょう。これもまた女性ですが、新約聖書ルカによる福音書 18 章に出てきます。これはイエス様がたとえを用いて語られたところで、やもめと裁判官のお話です。ここでイエス様は、どんな時でも気を落とさずに絶えず祈らなければならないことを教えています。不正な裁判官がいましたが、そこへひっきりなしに裁判を願いに来るやもめがいました。しばらくは取り合おうともしなかった裁判官ですが、そのやもめがしつこいので裁判をしてやろうと心を動かすのです。不正な裁判官でさえそうなのですから、神様なら昼も夜も祈り求める者の願いを取り下げることはないというのです。これから読みとれるように、旧約、新約を通して、神様は私たちに決してご自身から離れないようにと言われます。昼も夜も絶えず祈り続ける者を神様は覚えていてくださいます。確かにすべては神様の御心であり、それは私ども人間の理解を超えたところにあるのですが、さりとて私どもの願いや祈りが空しいものにはならないのです。祈りが聞かれないならば、祈りは空しいものです。父なる神様は御子イエス・キリストを通して私どもの願いを聞き届けてくださるのです。

フォーサイスという神学者が『祈りの精神』という本を書いていますが、その中で繰り返し強調しているのが祈りの執拗さです。しつこく祈るということです。ここでは、あるときには神様のご意志を動かすほどの執拗な祈りが必要であるとも言っています。勿論、願えばすべてが思いどおりになるわけではありません。しかし神様の御心を尋ねこれはかなうべきことであると確信すれば、絶えず祈り続けなさい、ということなのです。そのようなものに対して神様は失望させるようなことはなさらないのです。神様は、パンを欲しがる自分の子供に石を与えることはなく、魚を欲しがるのに蛇を与えるようなお方ではないからです。私どもはイエス・キリストにより神の子とされていますので、天におられる私どもの本当の父が、愛する自分の子である私どもには最も良いものを与えてくださるはずなのです。

もっとも偉大な伝道者であったパウロも、テサロニケの信徒たちにこのように言っています。「いつも喜んでいなさい。絶えず祈りなさい。どんなことにも感謝しなさい。これこそキリスト・イエスにおいて、神があなたがたに望んでおられることです。霊の火を消してはなりません。」(I5章16~19節)パウロも獄中で絶えず祈り続けたのです。その願いは、自分自身の苦しみからの解放というよりも、教会のことであり、信徒への配慮でありました。このパウロの祈りを神様は聴きいれてくださり、結局全世界へとキリスト教が広まることとなったのです。パウロの願いは成就したのでした。ですから私どもも願い祈り続けたいと思うのです。それは自分自身のことでもよいですし、他人のこと、教会のため伝道のためならば、なおさら神様は御心に留めてくださるに違いありません。絶えず祈り続け、神様のご意志を動かすほどにまで確信と希望をもちつつ願いましょう。このようなひっきりなしの祈りを、慈愛に満ちた父なる神様は御心に留めてくださることでしょう。